

三井大坂両替店の帳簿組織

西川 登

はじめに

かつて一般に帳合チャウアヒと呼ばれた（江戸時代に開発され、明治維新を越えて存続した）わが国固有の簿記（以下、和式簿記という）に関する研究は、洋式複式簿記の起源となったイタリアの簿記の生成史研究が記帳技術や帳簿組織について多くの分析を含んでいるのと「泉谷、昭55、片岡、昭63参照」、様相を異にする。和式簿記の帳簿組織についての分析は、これまでのところ、中井家の太田屋や明治期の村西商店を対象とした小倉栄一郎教授の研究成果と、三井の大元方の簿記法に関して筆者がかつて発表したものがあるに過ぎない「小倉、昭34七月、同九月、昭35、昭37、西川、昭56」。取引を記録・計算する簿記は、取引情報の収集Ⅱ分類Ⅱ集計Ⅱ報告という過程によって構成されていると考えることができるが、従来の和式簿記の研究のほとんどが、内部報告記録（もしくは集計記録）である決算書のみ分析対象が限られているのである。高寺貞男教授のいうように、「簿記の全過程は集計Ⅱ（内部）報告記録に集中的に表現されているから、そこに分析対象を限っても、重点部分分析をもってかなりの程度まで全体分析に代えることが可能」【高寺、昭54、二三四ページ】であることもたしかであろう。しかし、

そのような決算書の重点部分分析では、簿記計算の原理的構造はわかっていても、記帳技術についてはほとんど何も知ることができない。簿記のように商人の実利の道具として発達したものを研究するに当たっては、原理的構造の理解のみならず、個々の具体的な技術内容を知ることにも無意味ではないであろう。本稿では、三井の大坂（大阪）両替店（リヤウガヘダナ）の帳簿史料を分析の対象に選び、そこでの帳簿組織と記帳技術を探り、その簿記過程の全体にできる限り迫ることを目的とする。

和式簿記に関する従来の研究対象がほとんど決算書に限られている理由は、資料の不足にある。洋式簿記においては、パチョーリの簿記論をはじめとする多数の簿記教科書類が書かれたが、和式簿記にあってはそのようなものが存在した例は知られていない。また、和式簿記の会計帳簿史料では、決算報告書やその控記録はかなりの量が現存するが、日常の記録・計算簿の類はほとんど残っていないのが普通である。これは、一度使われて不要となった帳簿が、解体後、裏返しにされて再生帳簿として利用され、さらに反古紙が襖の下張りやこより材料などに用いられた「三井、昭57、二五〇ページ参照」ためである。三井の膨大な量の現存会計史料も、そのほとんどは決算報告書であって、日常記録計算簿は種類によって残存状況にかなり偏りがある。江戸時代の三井が有していた多数の店の中で、本稿で扱う大坂両替店の日常記録計算簿は比較的良好に残っているが、それでも帳簿組織の全貌を説明するのに充分とはいえない。

ところで、小倉教授が中井家の簿記法を「多帳簿制複式決算簿記」と名付けてから「小倉、昭41、五六ページ」、「多帳簿制複式決算」が、大商家・豪商で用いられた高度に発達した和式簿記の共通の性格であるかのごとくに一般に受け取られているようである。たしかに、財産計算と損益計算（もしくはその変形）とによって純利益（もしくは純資産）を二面的に計算する複式決算が、江戸時代中期以降の大商家には広く行われていた「河原、昭

52、第二部、小倉、昭52、高寺、昭54」。また、大小を問わず、日本の商人は多数の帳簿を利用していた場合が多く、「西川（孝）、昭46、一〇三〜一〇五ページ」、イタリア式簿記（ベネツィア式簿記）が単一仕訳帳・単一元帳の二帳簿制を基本としているのと異なる。しかし、三井の大元方オホモトカタの帳簿組織は、仕訳帳に相当する「金銀出入帳」と（ただし、貸借複記になってはいない）、総勘定元帳に相当する「金銀出入寄」カネギンデイリヨセ（借方・貸方を対照させる二面勘定形式ではない）の二つの帳簿を基本としていた。前述のように、和式簿記の帳簿組織の実態が解明されている例は少なく、「売上帳」、「当座帳」、「差引帳」、「大福帳」等々の帳簿の名称が知られていても、諸帳簿間でどのように記録されていたかは不明であることがほとんどである。「多帳簿制複式決算簿記」とは……一応は中井家帳合法に限っていいたのであり、わが国固有の簿記法共通の性格を表わすというべき段階ではない」と小倉教授が二〇年前に叙述した状況は「小倉、昭42、七一、七二ページ」、今もほとんど変わりが無いといえよう。

また、小倉教授は、「西洋にも多帳簿制簿記はあって、……中井家帳合と同巧のものもあったのであるから、…洋式複式簿記法との対比における決定的特異点を強調した呼称でもない」「同、七一ページ」と述べているが、「多帳簿」という内容をもう少し検討する必要もあるのではなからうか。洋式簿記においては、「一七世紀に入り、仕訳帳の分割によって単一仕訳帳・元帳制がくずれ」「高寺、昭57、一六ページ」、補助元帳の導入によって元帳も分割され、総勘定元帳における統制勘定の概念が成立したといわれる。普通仕訳帳の他に特殊仕訳帳が用いられば多帳簿制ともいえるであろうし、複数の特殊仕訳帳が用いられるときに、それらから直接に総勘定元帳に転記される場合もあるし、普通仕訳帳を経由する場合もある。あるいは、単一仕訳帳・元帳制のベネツィア式簿記が成立する以前にイタリアのトスカーナでは、人名勘定元帳の他に現金出納帳、商品売買帳などの別冊帳簿を使い、単一元帳のない複冊帳簿制が広く採用されていたという「泉谷、昭55、一九〜二二ページ」。これも（単

一仕訳帳・元帳制でなく)三種以上の帳簿を用いるという意味では多帳簿制ともいえよう。

さて、本稿の考察対象とする三井大坂両替店では、今日の貸借対照表と損益計算書とに相当する基本的な財務諸表をまとめた「勘定目録」^{カンヂヤウモクロク}の他に、「店持抱屋敷勘定目録」^{タナモチカカヘヤシキ}、「御為替方入目目録」^{オカヘセカタイリメ}、「御為替仲間入目目録」^{ワケガキ}、「店前入目目録」^{タナサキ}、「賄方入目目録」^{マカナヒカタ}、「当座貸訳書」^{タナサキカケ}、「筑後今治勘定目録」^{ツクゴイマヂ}と云々といった決算報告書を作成した。それらの決算報告書は、三井の両替店諸店の統轄店である京都両替店を経由して、三井全体の中央機関である大元方に提出された。大坂両替店では、それらの決算報告書を作成するために、日常の会計記録計算簿として「大福帳」^{ダイフクチャウ}、「出入帳」^{デイリチャウ}、「仕分帳」^{シワケチャウ}、小払方「出入帳」^{コバハラヒカタ}、「請払帳」^{ウケハラヒチャウ}、「金銀請取帳」^{キンギンウケトリチャウ}などの諸帳簿を使用した(大福帳という名称の帳簿が江戸時代に広く用いられたが、その内容は種々異なる。大福帳に限らず、名称だけから帳簿の記載内容を推測することはできない)。これらの帳簿類の一セットが同一年度に揃って現存していれば、全貌の解明も可能であろうが、残念ながら史料は断片的にしか残っていない。したがって、本稿での分析にはかなり限界があることを断っておく。分析は比較的分かりやすいところから始め、以下の叙述は、帳簿記入の手続きを逆に遡っていくような順序になる。まず、貸借対照表および損益計算書から構成される「勘定目録」と、総勘定元帳にほぼ相当する「大福帳」との関係を探っていくことにする。次に、現金式普通仕訳帳といった性格の「出入帳」の記帳方法と、そこから「大福帳」への転記方法を述べる。さらに、「仕分帳」^{シワケチャウ}、小払方「出入帳」^{コバハラヒカタ}、「請払帳」^{ウケハラヒチャウ}などの特殊帳簿間の転記関係と、そこから「出入帳」への転記関係について分析する。最後に、付属明細書といった性格の種々の決算報告書類と諸帳簿との関係を考察する。

なお、本稿で用いる会計史料は、財団法人三井文庫所蔵の原資料である。

貸借対照表と損益計算書とからなる「勘定目録」^{カンゼイモク}は、大坂兩替店^{オホサカリヤウガダナ}については、天明三年（一七八三）上期のもの、安永三年（一七七四）上期および寛政五年（一七九三）下期のもの、写しとが現存し、文政元年（一八一八）上期以降のものが明治四年（一八七二）下期までほとんど欠けることなく残っている（会計期間は上期が正月朔日より七月一四日まで、下期が七月一五日より極月晦日まで）。また、大坂兩替店自身が自店の「勘定目録」の控えをとった累年記録である「目録帳」^{モクログチャウ}および「目録扣」^{モクログヒカヘ}と、京都兩替店で大坂兩替店の「勘定目録」の控えをとった累年記録である「大坂店目録留」^{オホサカダナモクログトドメ}とによって、享保一三年（一七二八）下期から宝暦一三年（一七六三）下期および寛政六年（一七九四）上期から明治五年（一八七二）下期までのものの記載内容がわかる。

《表1》に、寛政一〇年（一七九八）上期の大坂兩替店「勘定目録」の内容を一部要約して掲げた。金額を見易くするためと紙幅の節約のために横書きにし、説明の便宜のため各項目に通し番号を付した。金額の次すなわち項目説明書きの直前の丸なか数字は、次掲の《表2》に示す同年同期の「大福帳」の勘定口座名に付した番号と同じものである。

「勘定目録」の構造を簡単に説明すると、「預り方」^{アツカカタ}は、今日の言葉で言い替えば、貸借対照表の負債・資本の部を示し、「貸方」^{カシカタ}は資産の部を、「入方」は損益計算書の収益の部を、「払方」^{ハラヒカタ}は費用の部を示す。「預り方」合計額（この例では銀八千八拾八貫六百九拾三匁分四厘三毛）と「貸方」合計額（銀八千百貫六百九拾五匁三分三厘七毛）との差額である「差引残」^{サシヒキノコシ}（銀拾貳貫貳匁一分九厘四毛）が当期純利益を表す。「入方」合計額（銀百四貫四百貳拾匁又五分六厘四毛）と「払方」合計額（銀八拾六貫四百拾九匁三分七厘）との差額（銀拾八貫貳匁一分九厘四毛）以下の三

36.	188,751.15	㊸取組先類焼 = 付損銀并店持抱屋敷類焼普請入目
37.	66,365.92※	〃村田屋次助〔その他10件〕※
38.	188,015.522*	㊹江戸両替店 差引尻 (金234両2分 銀173貫523匁422)
39.	31,580.	㊺新田 同断
40.	1,019.76	㊻野崎新兵衛 同断
41.	1,181.94	㊼中井喜十郎 同断
42.	18,564.15	㊽当座貸
43.	760,900.*	㊾新別預代り (金500両 銀730貫)
44.	{ 金123両2歩2朱 } 銀84,721.14 錢11貫800文	〔有金, 銀換算 = 7貫640匁025〕
		有金銀錢〔3口銀ノ92貫470匁905〕
		㊿〔有錢, 銀換算 = 109匁74〕
合 銀	8,100,695.337☆	
	△8,088,693.143	預り方引
差引残銀	12,002.194	

入 方〔収益の部〕

45.	銀	95,949.01	㊿打利足〔内訳記載あり〕
46.		6,085.63	㊽当店持屋敷11ヶ所宿賃町儀・繕普請入用差引ノ
47.		2,386.924	〃小判銭売買直違徳・式朱判継賃・出目欠差引ノ
	ノ 銀	104,421.564	

払 方〔費用の部〕

48.	銀	43,428.68	㊽利足払〔内訳記載あり〕
49.		4,410.	〃取組先損銀并抱屋敷普請代之内当半季積銀代り
50.		.110.	〃江戸仕送り金逆打払
51.		4,464.96	〃山本町・江戸堀一丁目・堂島一丁目・四郎兵衛町御讓替入目
52.		7,638.04	㊽店前・京江戸飛脚賃・諸道具筆墨紙代・諸方附属并店地賃
53.		5,738.89	〃御為替方入目
54.		9,820.65	㊿十兵衛・久次郎・喜三郎他御役料
55.		10,808.15	㊿諸方入目并手代子供小遣銀
	ノ 銀	86,419.37	
	差引ノ銀	18,002.194	
56.		△3,000.	㊽当半季京為登銀
57.		△1,500.	〃要銀積
58.		△1,500.	〃店持抱屋敷引当不足 = 付償合積
差引残銀		12,002.194	

(注) *原資料では()内の金額銀額を併記。金1両=銀61匁8分で換算。
 ※原資料では個別に表示されているものをまとめる。
 ☆原資料では金種別合計額を表示した後に銀建て総計額を表示。
 出所:「大坂店目録留」(三井文庫所蔵資料, 資料番号=本1788)

《表1》 寛政10年(1798)上期(午春季)の勘定目録

預り方〔資本・負債の部〕

貫 匁		
1.	銀 117.000.	①御為替
2.	1,087.000.	// 臨時御為替
3.	2,537.600.*	⑧京都両替店 外預り(金2,000兩 銀2,414貫)
4.	563.000.	⑨右同所 加印方別預り
5.	498.000.	// 右同所 家代銀別預り
6.	180.000.	// 京都両替店 御貸附金之内
7.	350.000.	// 右同所 類焼方償印
8.	760.900.*	⑩右同所 新別預り(金500兩 銀730貫)
9.	68.662.663*	⑪右同所 差引尻(金148兩 銀59貫516匁263)
10.	369.476.41	⑫要銀積
11.	36.500.	⑬新要銀積
12.	117.000.	⑭金貳千兩入替代り
13.	550.000.	// 加州御印米貸年賦引当積銀
14.	311.427.13※	// 滞物引当積〔15件〕※
15.	11.878.06※	// 利足積〔4件〕※
16.	3.000.	// 伊勢講預り銀
17.	173.810.※	// ○○之内 = 積銀〔3件〕※
18.	9.882.49	⑮家方差引残
19.	1.893.51	⑯石田十兵衛 右同断
20.	1.221.36	⑰杉本久次郎 右同断
21.	.288.69	⑱岡田喜三郎 右同断
22.	.190.88	⑲丸山与助 差引残
23.	6.027.46	⑳岸本安次郎 同断
24.	.205.5	㉑竹内乘迎 同断
25.	4.437.94	㉒井口教円 同断
26.	20.908.8	㉓持出打
27.	5.345.5	㉔来春季打
28.	303.036.75	㉕当座預
合 銀 8,088.693.143☆		

貸方〔資産の部〕

29.	銀 2,410.290.	②延為替并近為替〔43件内訳記載あり〕
30.	150.000.	③御貸附金之内油屋彦三郎
31.	535.000.	④家質貸〔9件内訳記載あり〕
32.	1,202.115.99	⑤御屋敷貸〔5件内訳記載あり〕
33.	1,435.640.	⑥質物貸〔28件内訳記載あり〕
34.	895.200.	⑦家代銀〔店持屋敷11ヶ所内訳記載あり〕
35.	123.600.*	⑧売附金入替 = 建置(金2000兩)

利足払	④⑩	42	当座貸	当座貸
店前	④⑪	12~17	預り方	銅座当座貸
小払方	④⑫	28	当座預	預り方
(家賃方別預り)	④⑬	45	打利足	当座預
	④⑭	26	持出打	銅座当座預
	④⑮	27	来春季打	打利足
	④⑯	⑥④	白髪町	持出打
	④⑰	"	奈良屋町	丑春季打〔記載なし〕
	④⑱	"	山本町	奈良屋町
	④⑲	"	古手町	山本町
	④⑳	"	江戸堀(江戸堀老丁目)	古手町
	④㉑	"	高麗橋(高麗橋三丁目)	江戸堀(江戸堀老丁目)
	④㉒	"	堂島(堂島老丁目)	堂島(堂島老丁目)
	④㉓	"	四郎兵衛町	四郎兵衛町
	④㉔	"	伏見町	富田屋町
	④㉕	"	平野町(平野町老丁目)	堂島北町
	④㉖	"	百間町	新平野町
	④㉗	無	大判売買〔記載なし〕	南木幡町
	④㉘	⑤⑨	金出売	中筋町
	④㉙	⑥④	金入買	大判売買〔記載なし〕
	④㉚	⑥①	銭出売	金出売
	④㉛	44 ⑥④	銭入買	金入買
	④㉜	⑥④	弍朱判継賃	銭出売
	④㉝	"	出目欠	銭入買
	④㉞	46, 47	小口物	小口物
	④㉟	{48~51 56~58}	利足払	利足払
	④㊱	52, 53	店前	店前
	④㊲	55	小払方	小払方
	④㊳		持出之口	慶長等古金銀引替方
	④㊴	8	(新別預)	御吹直金引替方
	④㊵	9	(弍番口京都店)	御引立一分銀引替方
	④㊶	54	役料	御吹直銀引替方
				引替金銀御増取替〔記載なし〕
				拾五軒引替御手当預〔"〕
				銅座掛屋方
				住友吉次郎銅座預
				銅座出目欠
				雑用方
				持出之口

《表2》 大福帳の勘定口座

宝暦4年(1754) 上期(戌春季)		寛政10年(1798)上期(午春季)		嘉永5年(1852)上期 (子春季)
御為替	①	1, 2	御為替	御為替
京都店	②	29	延為替	延為替
江戸店	③	30	御貸附金	御貸附金[記載なし]
延為替	④	31	家質貸	家質貸
家質貸	⑤	32	御屋敷貸	御屋敷貸
御屋敷貸	⑥	33	質物貸	質物貸
質物貸	⑦	34	家代銀(店持家代銀)	店持家代銀
泰隆様[三井高美]	⑧	3	外預	古金銀引替元手銀
伝蔵様[三井高陳]	⑨	4~7	別預	要銀積
中井(中井喜七郎)	⑩	10	要銀積	外預り
中西(中西助四郎)	⑪	11	新要銀積	別預り
岸本(岸本七郎兵衛)	⑫	→⑫'	京都店(京都両替店)[⑬の次へ]	京都店
松野(松野次郎兵衛)	⑬	38	江戸店(江戸両替店)	江戸店
竹内(竹内文次郎)	⑭	18	家方	家方
三好(三好又次郎)	⑮	39	新田	新田
はやし(林十兵衛)	⑯	19	石田(石田十兵衛)	福田(福田万右衛門)
野崎(野崎新兵衛)	⑰	20	杉本(杉本久次郎)	(福田弥助)
丸山(丸山与助)	⑱	21	岡田(岡田喜三郎)	中井(中井由兵衛)
秋田(秋田清次郎)	⑲	22	丸山(丸山与助)	石島(石島保右衛門)
家方	⑳	40	野崎(野崎新兵衛)	野崎(野崎新兵衛)
新田	㉑	41	中井(中井喜十郎)	中井(中井幸月)
蔵舗方(蔵敷方)	㉒	出入ナシ	中西(中西助四郎)	中西(中西助四郎)[記載なし]
筑後方	㉓	23	岸本(岸本安次郎)	石田(石田十兵衛)
加入方	㉔	24	竹内(竹内荒月)	岸本(岸本七郎兵衛)
古利足(古利足方)	㉕	25	井口(井口伊三郎)	石井(石井浄達)
貸方	㉖	㉔	小野(小野平五郎)	角田(角田常喜)
預方(預り方)	㉗	"	中応(中井応吉)	西邨(西邨仲)
外預(外預り)	㉘	"	岡金(岡田金兵衛)	竹内(竹内乗迎)
要銀	㉙	"	筑後方	井口(井口教門)
打利足(打利足之入)	㉚	"	今治方	岡田(岡田教英)
持出打	㉛	無	肥前方[記載なし]	三好伊助[記載なし]
大判売買	㉜	㉔	雑用方	石久(石井久次郎)["]
金売	㉝	"	元印	筑後方
金買	㉞	"	当町	今治方
銭売	㉟	"	加入方	雑用方
銭買	㊱	"	(石井彦四郎)	当町
歩切貸	㊲	"	富島式丁目	富島式丁目
出目欠	㊳	"	富島中式丁目	加入方
小口物	㊴	35~37	貸方	貸方

項目を、旧稿で利益処分項目と表現したが「西川、昭59、四八ページ」、これらはむしろ費用の区分表示と解釈した方がよいだろう。収益・費用計算で算出される当期純利益（差引残銀拾貳貫貳匁一分九厘四毛）は、当然のことながら、資産・持分計算による当期純利益と一致する。

総勘定元帳にほぼ相当する「大福帳」^{ダイフクチャウ}は、大坂両替店については、宝暦四年（一七五四）上期から明治六年（一八七三）上期までの一二〇年間（三三九期）の七割弱に当たる一六〇冊が現存する。《表2》に、宝暦四年上期、寛政一〇年（一七九八）上期、および嘉永五年（一八五二）上期のそれぞれの「大福帳」に設けられた勘定口座名を、原資料の配列順序に従って掲げた。寛政一〇年上期のものでは丸なか数字で通し番号を付したが、その次の数字が、ふつうの数字の場合は前掲《表1》に示した「勘定目録」の対応する項目の番号を、丸なか数字の場合は振替先の他の勘定の番号を示す。「大福帳」のヒビロに書かれた勘定口座名と、勘定記入に先立つ見出しとして書かれた勘定口座名とが異なるか、ヒビロのない場合には、見出しに書かれたものを（ ）内に付記した。ヒビロのない勘定口座は、帳簿作成時には場取りがされていなくて、記入開始後に新たな勘定が必要となつて、帳簿末等の余白部分に追加されたものと考えられる。

それでは、「勘定目録」と「大福帳」との関係を寛政一〇年上期の例でみていこう。《表1》に示した「勘定目録」の「預り方」（負債・資本の部）の項目1「御為替」^{オカハセ}と項目2「臨時御為替」との合計額銀千貳百四貫は（百拾七貫プラス千八拾七貫）、《表2》に示した「大福帳」の①「御為替」勘定の残高に一致する（表2では金額省略。御為替は幕府の大坂御金蔵から江戸への公金為替送金の預り額をいう）。同勘定では、この残高銀千貳百四貫を「定式御為替」と「臨時御為替」とに再分類して、それらの額が「勘定目録」に記されているわけである。「勘定目録」の「預り方」の項目3「京都両替店外預り」^{ホカアツカ}の金貳千両と銀貳千四百拾四貫は「大福帳」の⑧「外預」勘定の金・

銀それぞれの残高と一致する。《表1》では紙幅と計算の都合上、金銀兩種の使われている項目は、その項目ごとに銀建ての金銀合計額で示したが、原資料では各項目ごとの銀建て換算値は表示されていない。項目8と⑨番の勘定とのあいだや項目9と⑩番の勘定（京都店勘定は途中で丁数不足となり一番口座が設けられている。記載取引件数合計三六九件）とのあいだにも同様の対応がある。また、「預り方」の項目10「要銀積」（貸倒引当金）の銀三百六拾九貫四百七拾六匁余は「大福帳」の⑩「要銀積」勘定の残高に一致し、同様に、「預り方」の11、18と28の各項目の金額（正しくは銀額）は「大福帳」の⑪⑭、⑯と⑲、⑳と㉕、㉞㉟㊱番の各勘定の残高にそれぞれ一致する。「預り方」の残りの12と17の各項目は「大福帳」の④「預り方」勘定に記録されたものが、4と7の各項目は⑨「別預」勘定に記録されたものが、それぞれ個別に表示されたものである。なお、④「預り方」勘定には、「滞物」（不良債権）に対する「引当積」が加州御印米貸年賦引当積銀の他に一五件記録され、それ以外にも、貸付金の利息収入を損益計算を介することなしに引当金（積立金）とした「利足積」四件などが記録されている。これらは、「勘定目録」に個別に記載されているが、《表1》では紙幅の都合から適当にまとめた（図1参照。ただし表1にまとめた寛政一〇年上期勘定目録は控記録なので、図1は文政元年下期の原本の勘定目録と同期の大福帳を使う）。

右に述べたような対応関係は、「勘定目録」の「預り方」、「貸方」、「入方」、および「払方」の各項目のすべての額と（ただし項目44有金銀銭の金百貳拾三兩貳步貳朱と銀八拾四貫七百貳拾壹匁余を除く）、「大福帳」の残高記載のある諸勘定のすべての残高とのあいだに見出される。ただし、後述するように、差引残高が0となる勘定や残高が他の勘定に振り替られる勘定もある。なお、《図1》に見られるように、「勘定目録」と「大福帳」との対応する貨幣額のすべてに、それぞれ④の照合印が押される（図1では大福帳の方に④の押印がないが、図2と8では大福帳

にも㊦印がある。その他の印は記帳者や監査者のそれぞれの個人印であろう。なお控記録の目録帳や大坂店目録留でも各記載額に㊦を押し印)。

「勘定目録」の「貸方」末尾にある項目44「有金銀銭」(現金残高)の銭の額(銭拾壹貫八百文)は「大福帳」の⑥「銭入買」勘定で算出された数値と一致する。銭および両替用の金については、後述するように、勘定記入の上からは物財のように処理されている。ただし、⑤「金入買」勘定で算出された残高は(金貳百拾四兩貳朱)、「勘定目録」に表示されている金百貳拾三兩貳步貳朱と大きく食い違う。これは、「金入買」勘定で処理される金は両替用に別置されたもののみだからである。両替用以外の金と(主として京都両替店・江戸両替店との間の貸借取引に関するもの)、「本位貨幣」とでもいいうる銀とについては(東国の金遣いに対して上方は銀遣いであった)、「大福帳」の中に勘定口座がない。「勘定目録」の「有金銀銭」の金・銀・銭の額は、値の一致と㊦の押し印とから、後述する「出入帳」(現金式普通仕訳帳)より転記されたものと考えられる。

以上ようするに、「勘定目録」(貸借対照表・損益計算書)のことごとくの項目は、現金銀を除き、「大福帳」の各勘定口座からもたらされたものである。また、逆に見れば、「大福帳」の各勘定残高は(残高記載がある限り)、最終的にことごとく「勘定目録」に集約されるのである。したがって、「大福帳」は、現金勘定と集合損益勘定および残高勘定とが存在しないが、総勘定元帳にほぼ相当する帳簿だということができよう。

それでは、このような「大福帳」の記帳方法が具体的にどのようなものであったのか、また、「大福帳」の勘定記入が「出入帳」からどのように転記されたのかを、節を変えて述べていこう。

二

寛政一〇年上期のものを中心に「大福帳」の記入方法を以下に述べる。「大福帳」の勘定口座は、記入方法の外面的形式から次の四つに大別できる。(一)債権・債務や不動産、引当金などの資産・負債勘定(表2の①～⑦、⑨～⑪、③⑨～④②の各勘定)、(二)交互計算を行っていて、残高が「かし」になるか「かり」になるか(和式簿記の貸し借りは洋式簿記の貸借用語と逆になるので注意)不定の人名勘定(⑧、⑫～③⑧、④⑥～⑤⑥、⑥⑦、⑥⑨、ただし④⑥～⑤⑥の勘定残高は収益、⑥⑦のそれは費用)、(三)収益・費用に関する勘定(④③～④⑤、⑥②～⑥⑥、⑦⑦、ただし④④⑤は前受割引料で、残高は次期に繰越)、(四)金、銭の両替に関する勘定(⑤⑧～⑥①)。

交互計算になってはいない資産・持分の勘定では、《図2》のように、個別取引ごとに前期繰越額を掲げ、左肩に冬季の付出(下期の大福帳では盆前の付出)の印が押される。その後、日付を左肩に書いて取引が記録される。決済などによって期間中に消滅したものは酒の押印が、次期に繰り越されるものには盆後の付出(下期の大福帳では春季の付出)の押印がなされる。そして、個別取引ごとの次期繰越額を合計した値すなわち勘定残高が計算される(この①御為替勘定の例では銀千貳百四貫目。なお同勘定ではこの残高が前節で述べたように再分類される)。

交互計算の人名勘定では、《図3》のように、前期の勘定残高が繰り越されて冬季の付出として掲げられる(この⑬江戸店勘定の例では金がかかり残で預の摘要書き、銀がかし残で渡の摘要書きがある)。その後に入出金(銀)を記録していく(ただし、実際の現金(銀)収支の他に帳簿上の振替額も含まれる)、最後に入金(銀)・出金(銀)それぞれの合計額を計算し、その差額として算出された残高を盆後の付出として次期に繰り越す。⑫「京都店」勘定、⑧および⑨の他の京都両替店との取引を記録する勘定、ならびに⑬「江戸店」勘定では、金と銀との金種別に記録・計

《圖 4》 大福帳の記入例 3の1

小口物		小口物	
①一、六百六拾九匁 七分八厘	出	①一、五百九拾匁 七分七厘	入
白髮町 宿賃町儀 入用差引		奈良屋町 右同断	
②一、貳百貳拾壹匁 五厘	入	②一、貳百貳拾壹匁 五厘	入
山本町 右同断		山本町 右同断	
[中略]記載取引一一件省略			
③一、貳百六拾三匁 九分五厘九毛	入	③一、貳百六拾三匁 九分五厘九毛	入
出目欠 差引		出目欠 差引	
[中略]記載取引一一件省略			
④銀八匁四百七拾貳匁 五分五厘四毛	内	④銀八匁四百七拾貳匁 五分五厘四毛	内
抱屋敷拾壹ヶ所 宿賃町儀入用 并繕普請入用 其外差引		抱屋敷拾壹ヶ所 宿賃町儀入用 并繕普請入用 其外差引	
⑤六匁八拾五匁 六分三厘	⑤六匁八拾五匁 六分三厘	⑤六匁八拾五匁 六分三厘	⑤六匁八拾五匁 六分三厘
⑥貳百八拾六匁 九分貳厘四毛	⑥貳百八拾六匁 九分貳厘四毛	⑥貳百八拾六匁 九分貳厘四毛	⑥貳百八拾六匁 九分貳厘四毛
小判銭売買 直達式朱判継賃 出目欠差引		小判銭売買 直達式朱判継賃 出目欠差引	

出所：「大福帳」(続九〇九)。

《圖 5》 大福帳の記入例 3の2

利足払		利足払	
三月十二日 ①一、百拾匁	出	三月十二日 ①一、百拾匁	出
江戸為替 七仙兩		江戸為替 七仙兩	
②一、四四四匁 九分六厘	出	②一、四四四匁 九分六厘	出
山本町古手町 堂島老町日 御讓替入目		山本町古手町 堂島老町日 御讓替入目	
③一、壹百五百目	出	③一、壹百五百目	出
要銀積		要銀積	
④銀五拾八匁四百拾三匁六分四厘	出	④銀五拾八匁四百拾三匁六分四厘	出
店持屋敷 引当不足二付 債合積		店持屋敷 引当不足二付 債合積	
⑤銀三拾六匁七百五拾 五匁七分	内	⑤銀三拾六匁七百五拾 五匁七分	内
京両替店 外預り利足 月セイ 但元高之内時々 請渡有之元高 定り不申候		京両替店 外預り利足 月セイ 但元高之内時々 請渡有之元高 定り不申候	
⑥銀五匁四百目	⑥銀五匁四百目	⑥銀五匁四百目	⑥銀五匁四百目
御貸附金代之内 舟子シメ、利足 年カ		御貸附金代之内 舟子シメ、利足 年カ	
⑦銀壹匁貳百拾八匁 九分八厘	⑦銀壹匁貳百拾八匁 九分八厘	⑦銀壹匁貳百拾八匁 九分八厘	⑦銀壹匁貳百拾八匁 九分八厘
御印月々渡り高 利足 月セイ		御印月々渡り高 利足 月セイ	
⑧銀五拾四匁	⑧銀五拾四匁	⑧銀五拾四匁	⑧銀五拾四匁
伊勢講預り銀 利足 月マ未		伊勢講預り銀 利足 月マ未	
[後略]			

出所：「大福帳」(続九〇九)。

(注) ③の押印のある四項目の合計額 (36,755.7+5,400.+1,218.98+54.=43,428.68) が《表1》の項目48に一致。
符丁イセマツサカエチウシおよび舟の一字ずつがそれぞれ一から十および百の数を表す。

算が行われるが、それ以外の交互計算勘定では銀額のみで記録・計算している。②「中西」勘定は「出」と「入」の合計額が一致して繰越額がなく、勘定記入末尾に「差引出入なし」と書かれている。②⑥「小野」から③⑧「富島中式丁目」までの各交互計算勘定では、記載のない勘定を除き、それぞれの勘定残高が④②「当座預」勘定に振り替えられ（この振替は出入帳での仕訳を経由）、これらの勘定も「差引出入なし」となる。店持屋敷の管理人との交互計算を記録する④④「白髪町」から④⑤「平野町」までの各勘定の残高は、「宿賃（受取家賃のこと）町儀入用差引」として④④「小口物」（雑収益）勘定に振り替えられるので、これらの勘定にも繰越額はないが、末尾に「差引出入なし」の記載はない（この振替は出入帳を通さない）。

通常は収益を記入する勘定では、④④「図4」のように、通常（洋式複式簿記では貸方記入となる場合）用紙の上いっばいから書き始め、摘要書きの上に「入」と記入する。収益の取り消しまた費用の発生といった反対記入（洋式複式簿記では借方記入）の必要がある場合には書き出しを下げ、摘要書きに出と冠する。通常は費用を記入する勘定では、④⑤「図5」のように、通常、書き始めを下げ、摘要書きの上に「出」と冠する。反対記入の場合には上いっばいから書き出し、摘要書きの上を入とする。

金および銭の両替に関する勘定では、④⑥「図6」のように、④⑥「銭出売」（④⑧金出売）勘定で、手持ちの銭（金）を売ったごとく、両替した銭（金）高に（この場合、額というよりも量の性質を示すといえよう）銀建ての販売代価を付記する。④⑥「銭入買」勘定（④⑨金入買）では、④⑦「図7」のように、まず手持ちの銭（金）の前期繰越額を記し、その後以外から「買」った銭（金）量に購入代銀を付して記入する。そして、「銭出売」（金出売）勘定合計額を「銭入買」（金入買）勘定合計額から差し引いて期末銭（金）有高の原価を算出し、さらに、期末時点の銭（金）相場によって時価修正し、その為替差損益は④④「小口物」（雑収益）勘定に振り替える。ただし、前節で述べたように、

《圖 6》 大福帳の記入例 4 の 1

錢 出 売		
	錢 出 売	
三月朔日		
① 錢六拾貫五百文		出
② 代五百六拾貳匁六分五厘		出
二百		
③ 錢五拾壹貫六百文		出
④ 代四百七拾九匁八分厘		出
~~~~~ (中略) 記載取引三件省略 ~~~~~		
七月十四日		
⑤ 錢九貫貳百文		出
⑥ 代八拾七匁四分		出
⑦ 錢三百貳拾四貫五百文		出
代銀三貫五拾壹匁六分八厘		出

出所…「大福帳」(統九〇九)。

《圖 7》 大福帳の記入例 4 の 2

	錢 入 買	
	錢 入 買	
冬季分付出		
① 錢三拾六貫三百文		入
冬季分付出		
② 代三百四拾壹匁貳分貳厘		入
二月九日		
③ 錢百貫文		入
代九百貳拾八匁		入
五月二日		
④ 錢貳百貫文		入
⑤ 代壹貫八百七拾六匁		入
⑥ 錢三百三拾六貫三百文		入
⑦ 代銀三貫百四拾五匁貳分貳厘		入
賣之口		
⑧ 錢三百貳拾四貫五百文		入
代銀三貫五拾壹匁六分八厘		入
差引		
⑨ 錢拾壹貫八百文		入
代銀九拾三匁五分四厘		入
建直錢九匁三分		入
代銀百九匁七分四厘		入
差引		
⑩ 銀拾六匁貳分		入
小口物之口江		入
⑪ 盆後工付出		入
⑫ 盆後工付出		入

出所…「大福帳」(統九〇九)。

「金入買」「金出売」勘定で処理される金は、兩替用に別置されたもののみである。

総勘定元帳にはほ相当する「大福帳」に記録された取引は、前期からの繰越や勘定間で振り替えられたものを除き、そのすべてが、今日の現金式普通仕訳帳に相当する「出入帳」から転記されたものである。大坂兩替店の「出入帳」は、「大福帳」に比して現存数が少なく、寛政七年（一七九五）から明治六年（一八七三）までのあいだの二八冊（五五期分）が三井文庫に保管されている。「出入帳」は、「勘定目録」や「大福帳」が一期（半年）ごとに一冊になっているのは異なり、上期と下期を合わせた一年分で一冊となっている（ただし大坂兩替店が大坂御用所に合併された明治六年のものを除く）。そして、各会計期間の記入開始日にあたる場所の用紙の端に墨で黒いマークが付けてある。以下に、「出入帳」の記入方法と「大福帳」への転記関係を（資料の制約から前述の勘定目録、大福帳の例と時期が少しずれるが）寛政一二年（一八〇〇）上期の例を中心にみていこう。

「出入帳」では、各期間の取引記載のある前の帳簿用紙数丁が白紙のまま、書き出しは決算日から二〜四ヶ月後の日付（上期では三月半ば〜四月末、下期では九月〜一〇月のある日。寛政一二年上期の例では三月二九日）の取引が記録される。そこから記入開始日のマークのあるところまで、三月一〇日、二月二七日というように日付を遡る形で一五〜三〇の取引が記載され、とどころに金銀銭の金種別の残高表示が挿入されている。それらの取引のほとんどが「大福帳」の「持出之口」勘定に転記されている。恐らく、これらの取引は、決算手続きを進めていく過程で、記入開始日のマークの直前から書き始め、日付順に左から右へページを遡って記入されたものと思われる。「持出之口」勘定は、決算手続きの途中で一時的に相手勘定が不明であったり、金額の不一致が生じた場合に、暫定的に記入される勘定であろう。「持出之口」勘定に転記された取引には、「出入帳」にも「大福帳」にもすべて消の押印がある。

開始日マークの直後には金銀銭の金種別残高が表示される。その後には正月四〜八日ごろ（下期では七月一七〜一九日ごろ。寛政一二年上期では正月四日）から、《図8》上段のように、取引が日付順に決算日まで余白なしに記入される。日付の下の数値はその日の金・銭相場の銀建て値であろう。入金（銀）取引には入を、出金（銀）取引には出を摘要書きに冠するが、各取引額の書き出しを、「大福帳」の収益・費用の諸勘定のようにずらすということはない。《図8》上段の最初の二つの記入例に見られるごとく、手形更改のように実際の現金（銀）収支の伴わない取引も、今日の現金式仕訳のように、現金収支に擬制させて記録する。債権の回収や債務の返済などの過去の結果が消滅する取引には、「出入帳」と「大福帳」の当該箇所消の押印をする。そうでない取引は、「出入帳」に⑤の印を押し、「大福帳」に転記する。「出入帳」の摘要書きよりも「大福帳」のそのの方が詳しい場合もあるので、他の原始記入帳簿が証拠があったのであろう。「出入帳」では毎日、日によっては二回以上、金種別の現金銀銭残高が計算される。同帳簿が現金銀銭の管理にも使用されたと考えられる。

「出入帳」に記入された債権・債務等の消滅取引を、「大福帳」では改めて書き写すことをせず、消の押印ですますことは、洋式簿記の発達史からみると、体系化の遅れとみることもできよう。しかし、筆算による計算と帳簿記入とが密接に結び付いていた洋式簿記とは異なり、算盤による計算を前提とする和式簿記では、記帳労働の節約という点から、むしろ合理的であったともいえる。ちなみに寛政一二年上期の例では、⑤の押印のある取引は一七九二件、消のそれは二七七件であった。なお、受取割引料および前受割引料は、今日の簿記書がふつう決算整理で処理するように説明しているのとは異なり、入金（銀）時点で、当期の収益部分である「打」と次期への繰越部分である「持出打」とに分けて、「出入帳」に記入し、「大福帳」に転記する。「持出打」（前受割引料）の勘定の残高は翌期の「大福帳」の「打利足」（受取利息割引料）勘定に前期繰越額として記入される。ただ、上期





は七月一四日が決算日なのに、七月一ヶ月分を次期に繰り越すおおらかさが見られる。

### 三

三井の大坂両替店で日常の取引記録・会計計算に用いられた帳簿は、「大福帳」と「出入帳」だけではない。たとえば、「利足払」(支払利息割引料)以外の大坂両替店の費用のほとんどは、「仕分帳」という名の帳簿内に設けられた諸勘定で計算された残高が、「出入帳」で仕訳されて、「大福帳」に転記された上で、「勘定目録」に表されたものである。

「仕分帳」は、「大福帳」に設けられた費用の諸勘定に対する補助元帳とみなせるかも知れない。しかし、大坂両替店内部の小払方(賄方ともいう)という部署を下位会計実体とみなして、その下位実体の総勘定元帳が「仕分帳」であると考えられないこともない。小払方の他に、筑後方、今治方、雑用方などの部署を下位実体とみなして、大坂両替店全体の決算はそれらを合併したものと解釈するわけである。ただ、それらの部署は、それ自体が独立に複式決算をしているわけではないので、完全な下位実体とみるには多少無理がある。だからといって、「仕分帳」が、今日の簿記教科書で説明されるような補助元帳と同一の性格を有するということもできない。

大坂両替店の「仕分帳」は、一期(半年)ごとに一冊ずつ作成され、嘉永二年(一八四九)下期から明治五年(一八七二)上期までのあいだに一五冊が現存する。以下に、その記載内容や記帳方法を、嘉永五年(一八五二)下期のものを中心にして、考察していこう。

嘉永五年下期の「仕分帳」には《表3》に示したように、子勘定も含めて、合計一一一(七九プラス三三)の勘定口座が開設されている。子勘定といっても、統制勘定に対する補助勘定といった性格のものではなく、たんに



《表 3》 「仕分帳」の勘定口座名：嘉永5年(1852)下期

1 (11, 個)	本帳差引口	23 (11, 新, 手)	大森房吉	47 (2, 新)	元之助様
2 (29, ↓)	御用方	24 (10, " , " )	西門密次郎	48 (5, " , " )	次郎右衛門様
2-2 (7, ↓)	片木目録合斗水引白木台状箱	25 (8, " , " , " )	川島勇次郎	49 (2, たし)	三郎助様
2-3 (無)	主中様方御下向御雜用	26 (9, " , " , " )	米田芳兵衛	50 (3, 新)	主中様方御為替物口々
2-4 (8, ↓)	主中様御駕籠并名代供男雇賃	27 (9, " , " , " )	野崎芳蔵	51 (17, たし)	京都店
2-5 (13, 出)	諸式ノ集	28 (9, " , " , " )	葉谷卯之助	52 (無)	江戸店
3 (71, ↓)	寺社方	29 (8, " , " , " )	石島恒三郎	53 (27, 出)	家方
4 (14, ↓)	飛脚賃	30 (2, たし)	六助	54 (27, 出)	元方
4-2 (16, ↓)	御為替金銀御城ヨリ駄賃	31 (16, 賄)	米大豆燗醬油酒酢塩目	55 (40, " , " )	元方飛脚賃男雇
4-3 (6, ↓)	御為替金銀請取人足賃	31-2 (6, 替)	大豆	56 (59, " , " )	新田方
4-4 (3, 出)	諸方金銀持運人足賃	31-3 (7, 賄)	麩油	57 (9, 新)	新田方
5 (56, ↓)	店前	31-4 (7, " , " )	麩油	58 (51, 出)	仲間
5-2 (53, ↓)	請	31-5 (8, " , " )	麩油	59 (22, たし)	上納方
5-3 (5, ↓)	垣外番人足	31-6 (18, " , " )	麩油	60 (31, 新)	有物
5-4 (68, ↓)	火事要入用	31-7 (3, " , " )	麩油	61 (44, 出)	欠方
5-5 (5, ↓)	京都要入用	31-8 (3, " , " )	麩油	62 (50, たし)	時貸
5-6 (1, ↓)	手眼替方入用	32 (24, 賄)	香物	63 (103, たし)	音物方
5-7 (7, ↓)	手眼替方入用	33 (37, " , " )	茶煙草燈油蠟燭	64 (2, 替)	音物方
5-8 (12, ↓)	質方入目	34 (9, " , " )	新茶煙草燈油蠟燭	65 (3, たし)	本店
5-9 (4, 出)	筆紙墨	34-2 (10, 賄)	新茶煙草燈油蠟燭	66 (12, 替)	下坂客用
6 (26, 出)	筆紙墨	34-3 (2, " , " )	草	67 (6, 新)	古銀方
7 (87, ↓)	諸方付屈振舞等入目	34-4 (1, " , " )	燈油	68 (21, 出)	銅座方
7-2 (38, 出)	諸客入右衛門	34-5 (5, " , " )	蠟燭	69 (13, " , " )	銅座方
8 (37, 出)	福田方右衛門	34-6 (7, " , " )	唐藥	70 (43, " , " )	電野方
9 (38, " , " )	中井由兵衛	35 (30, 賄)	唐藥	71 (24, 新)	引替銀方
10 (48, 出, 新)	石島保右衛門	36 (23, " , " )	葉礼	72 (11, " , " )	雑用方
11 (29, 新)	石井三次郎	37 (4, 新, ↓)	男給後五助	73 (無)	荒物屋又右衛門家質滞預入目
12 (34, " , " )	山尾周五郎	37-2 (1, 新, ↓)	前七助	74 (6, 出)	近火人普請七郎
13 (21, " , " )	吹田四郎兵衛	37-3 (4, 新, 賄)	久助	75 (17, 出)	近火人普請七郎
14 (34, " , " )	杉本勝三郎	38 (29, 賄)	日履結向	75-2 (32, 出)	總普請諸道具
15 (19, 新, 手)	林吉次郎	39 (12, " , " )	台所月並店々寄会	75-3 (4, 新)	加納備寺方
16 (24, " , " , " )	福田吉十郎	40 (44, " , " )	押合待天神講	76 (32, 替)	御勤方入目
17 (18, " , " , " )	阿部善三郎	41 (10, 替)	宗六様	77 (6, 新)	道明寺方
18 (13, " , " , " )	池田庄三郎	42 (5, " , " )	宗六様	78 (23, 出)	式番之口
19 (20, " , " , " )	石井延五郎	43 (無)	助八様	79 (7, 新)	鴻池栄三郎様灰楳人足入目
20 (13, " , " , " )	福田文次郎	44 (無)	助八様	79 (15, 賄)	手代子供小遣銀
21 (15, " , " , " )	清水泰次郎	45 (2, 新)	則兵衛様		
22 (9, " , " , " )	鳥井龍太郎	46 (2, たし)	八郎右衛門様		

(注) ( )内の数字は取引記載件数。(無)の数字は取引記載がないことを示す。(新)は残高(同)の新(出入帳)の振替。(替)は同じく他勘定(79番を除く)への振替。(賄)は「賄方入」の個別仕訳。(出)は残高(同)の79番「手代子供小遣銀」勘定への振替。(替)は同じく他勘定(79番を除く)への振替。(賄)は「賄方入」の個別仕訳。(手)は残高(同)の79番「手代子供小遣銀」勘定への振替。(替)は同じく他勘定(79番を除く)への振替。(賄)は「賄方入」の個別仕訳。目録録」への個別転記。(↓)は残高が以下の勘定と合算。(たし)は差引残高が0。

出所：「嘉永五年仕分帳」(三井文庫所蔵資料，資料番号=本1841)。

同種の諸子勘定を一つの見出しに並べているだけか（31番、34番）、同種の諸子勘定の残高を親勘定の残高と合算している（2、4、5、7、37、75番。↓はそれ以下の子勘定との合算を示す）に過ぎない。

1番の「本帳差引口」口座は、今日の小口現金前渡制のように、小払方での取引を総勘定元帳に当たる「大福帳」から外しているために、小払方と大坂両替店本体との貸借関係を示すものである。三井では「大福帳」が「本帳」と呼ばれることもあった。同年同期の「出入帳」には「本帳差引口」に記載のものと同一取引が、「出」「入」を逆にして、仕訳されている。この期の「大福帳」は現存しないが、「仕分帳」と「大福帳」との両帳簿が現存する期では、前者の「本帳差引口」勘定と後者の「小払方」勘定とのあいだに同様の対応が見出せる。

《表3》に掲げた勘定で括弧内に（出）と記したものは、その勘定残高を「付出ス」、すなわち「出入帳」でその額を仕訳して「大福帳」に転記する。なお、75番「近火人足」勘定は途中で用紙が不足となり、二番口座が設けられているが、その残高は子勘定の「繕普請并諸道具」の残高と合算されて「付出」されている。《表3》の（手）のしるしは、勘定残高の全部もしくは一部が「仕分帳」内の「手代子供小遣銀」勘定に振り替えられることを示す。その他の勘定に「付替」（振替）られる場合は（替）のしるしで示したが、その際の振替先の勘定が複数の場合もある。（新）と記した勘定の残高には、原資料に「新へ」と書かれていて、その額が次期の新しい「仕分帳」に繰り越される。

ところで、大坂両替店の重役である福田万右衛門と中井由兵衛には大元方から「役料」（役職者への給与）が支給され（実際の支払は大坂両替店が行い、その費用が京都両替店を経由して大元方に振り替られる）、中井から杉本までの（山尾を除く）五人には大坂両替店から「役料」が支給されているが、「大元方勘定目録」（続三二二九）、「大福帳」（京都両替店、続九九九）、「大福帳」（大坂両替店、続九九八）、「大坂店目録留」（本一八九五）、それとは別に小払方

立て替え払いされた慶弔の祝儀・香典や髪結賃などが「仕分帳」で処理される。林吉次郎以下の手代・子供に対しては「小遣銀」が支出されるが、髪結賃や着物代などと相殺され、現金（銀）で支払われることはない。髪結賃などが「小遣銀」より多額であれば、「小払方」から手代・子供への貸しとして、逆ならば預りとして、次期に繰り越される。

「手代子供小遣銀」も含めて《表3》に（賄）と記した勘定の残高の合計額が、「仕分帳」の「本帳差引口」勘定残高（＝大福帳の小払方勘定残高）と一致している。その値は、小払方での支出額でも「大福帳」の「店前」などの諸勘定に「付出」されているものもあり、かつ、「本帳差引口」勘定には繰越額がないので（小払方で保持している筈の小口現金をどのように管理していたかは不明）、小払方で管轄する営業雑費を表すことになる。この営業雑費は、「賄方入目目録」で内訳が報告される一方、「勘定目録」には「賄方入目并手代子供小遣銀」とか「諸方入目并手代子供小遣銀」という項目で表示される（表1の項目55参照）。

「仕分帳」に記録された取引は、前期末残高の繰越記入や勘定間での「付替」、「出入帳」、「大福帳」への「付出」の振替記入も含めて、そのことごとくが小払方自身の仕訳帳である「出入帳」（既述の出入帳との混乱を避けるため、以下、小払方「出入帳」と呼ぶ）から転記されたものである。さらに、小払方「出入帳」の仕訳記録の一部は、「請払帳」から転記されたものである。残りの仕訳記録は、小払方「出入帳」などの摘要書きに散見される「払帳」や「小遣帳」（現存資料の有無不明）などから転記されたものと思われる。逆に、「請払帳」の記録はすべて小払方「出入帳」に転記されている。

小払方「出入帳」や「請払帳」は一冊に数期分が記入されるが、小払方「出入帳」は文化三年（一八〇六）から文久二年（一八六二）までのあいだに一〇冊が、「請払帳」は安永四年（一七七五）から明治三年（一八七〇）まで

のあいだに一五冊が、断続的に現存する。以下に、嘉永四年（一八五二）三月から同六年三月までの小払方「出入帳」の同五年下期の記載を中心に、その記入方法や「請払帳」からと「仕分帳」へとの転記関係などを述べていこう。

小払方「出入帳」では約半年の一会計期間を六つの小期間に細分し（暦月とは必ずしも一致しない）、さらに期末の決算（整理）振替仕訳を記入する部分を設けている。前述のように、「仕分帳」記載の取引はすべて小払方「出入帳」から転記されたものであるが（転記済み取引には出入帳の場合と同様に小払方出入帳でも㊦の押印）、小払方「出入帳」記載の取引全部が「仕分帳」に転記されるわけではない。二小期間内に発生しかつ消滅した債権・債務などの取引は、㊦の押印がされて、「仕分帳」には転記されない（出入帳・大福帳間の転記方法と異なることに注意）。小払方「出入帳」の取引記載順序と「仕分帳」のそれとが逆転していることがある。就中、前期末残高の繰越仕訳が小払方「出入帳」では期中に行われているのに対し（決算手続に日数を要する限り、今日の教科書的説明のように期中取引仕訳に先だって開始仕訳を記入するのは困難であろう）、「仕分帳」では前期繰越額がすべて各勘定の冒頭に記録されている。このことや「仕分帳」の各勘定で二小期間ごとの小計を算出していること、㊦押印の帳簿内相殺が三小期間にまたがらないこと、小払方「出入帳」および「仕分帳」には日付が全くない（摘要書きに含まれている場合を除く。請払帳には取引ごとに日付あり）ことなどから、営業取引の記帳事務は二小期間ごとにまとめて、「請払帳」等から小払方「出入帳」を経て「仕分帳」に個別転記したものと思われる。

小払方「出入帳」の記帳方法は、「出」「入」の両方のしるしを付すかあるいは「入」だけで「出」は省略するか、「入」を金額の上に付すか下に付すか、摘要書きに振替先の勘定科目名を肩書きするかしないかといった細部については、同じ簿冊でも記帳者によって異なる。

小払方「出入帳」では二小期間ごとの各末尾に「出入なし」と記録されている。《表3》で(賄)と記していない「仕分帳」の諸勘定でも、その(子勘定がある場合は最後の子勘定)末尾に「出入なし」と記されている。また、《表2》に掲げたものにはないが、「預り方」勘定等の補助(内訳)勘定が中に設けられている「大福帳」もあり、その場合、各補助勘定末尾に「出入なし」の記載がある。洋式複式簿記では勘定の少ない側に残高を加えて貸借均衡させて検算するのに対し、大坂両替店では、振替記録した残高も含めて「出」合計額と「入」合計額とを差し引きして、検算しているのであろう。

小払方「出入帳」は記録・計算がすべて銀建て表示であり、前節で考察した「出入帳」とは異なり、金銀銭残高が示されておらず、仕訳機能に特化して、現金管理機能をもっていなかったと考えられる。「請払帳」にも金銀銭残高の記載はない。小口現金(銀銭)の管理は「金銀請取帳」や「小遣帳」で行われていたのであろうか。大坂両替店の現存帳簿にはこれまで述べてきたもの以外に、新田関係の「仕分帳」、「常是出入帳」、「仕送帳」、「差引帳」、「銀方差引帳」、「銅座差引帳」、「笠間差引帳」、「振物帳」、「当座帳」、「利入帳」などがあるが、それらの相互関係はよくわからない。

#### 四

大坂両替店では、貸借対照表と損益計算書とで構成される決算報告書の「勘定目録」の他に、付屬明細書といった性格の種々の決算報告書を作成した。それらは「勘定目録」とともに京都両替店を経由して大元方に提出された。それらのうち、「御為替方入目目録」^{オカハセカタイリメ}が安永四年(一七七五)下期、安永九年(一七八〇)上期より慶応三年(一八六七)下期まで、「御為替仲間入目目録」^{ワレガキ}が文化一〇年(一八一三)下期から慶応三年下期まで、「店前



入目録」および「賄方入目録」が天明三年（一七八三）上期から明治四年（一八七二）下期まで、「手代子供小遣銀目録」が安永四年下期、安永九年上期から天明七年（一七八七）下期まで、「当座預訳書」が天明七年上期から明治四年下期まで、「筑後今治 雑用元印勘定目録」が天明七年下期から（寛政二年一七九九上期より「筑後今治 勘定目録」に変わる）明治二年（一八六九）下期まで、「タナモチカカヘヤシキ 店持抱屋敷勘定目録」が天明六年（一七八六）上期から明治四年下期まで、それぞれ現存する。また、それらの付属明細書の控えを大坂両替店で累年記録した帳簿が若干現存する。すなわち、寛政一二年（一八〇〇）下期から文政五年（一八二二）下期までの「筑後今治 雑用方勘定目録控」が一冊あり、「賄方目録扣」が寛保三年（一七四三）上期から、途中欠けている期間もあるが、文政一〇年（一八二七）下期までの六冊ある。

「賄方目録扣」は、「御屋敷方御勤入目」、「御為替方入目目録」、「御為替仲間入目訳書目録」、「店前入目目録」、および、前節で述べた「賄方入目目録」の五つの目録の控えである。「御為替方入目目録」は、小払方の「仕分帳」に設けられた「御用方」勘定（表3の2番参照、子勘定も含む）の記載内容を適当に整理してまとめたものである。「店前入目目録」は、「仕分帳」の「寺社方」、「飛脚賃」、「店前」、「筆紙墨」、「諸方付届振舞等入目」（同3）27。4、5、7は子勘定も含む）、および「荒物屋又右衛門家質滞預入目」（同74）の諸勘定の記載内容をまとめ、それに「店地賃」（支払家賃）、「年褒美」（手代・子供への賞与）などを付加したものである。「御為替方入目目録」および「店前入目目録」の記載内容は、既述のように「出入帳」に「付出」され、「大福帳」の「店前」勘定を経由して（表2の66参照。大福帳の記録より各付属明細報告書の記載の方が詳細）、「勘定目録」の「払方」（費用の部）にまとめられる（表1の項目52、53参照）。「御為替仲間入目訳書目録」は「仕分帳」の「仲間」勘定（表3の58）の内容をまとめたものである。「御屋敷方御勤入目」は、原本の「目録」（報告書）が見当たらず、また、「賄方目録控」

と「仕分帳」との両者同一期のものが現存しないので確かなことはいえないが、その記載内容（大元方関係の縁故者への付届等）から「仕分帳」の「元方」勘定（表3の54）の内容をまとめたものであろう。「元方」とは大元方を意味するが、「元方」勘定残高は「大福帳」の「貸方」勘定（表2の③参照）を経由して「勘定目録」の「貸方」（資産の部）に記録される（表1では項目37の中に合算）。つまり、大坂両替店の小払方で実際の支払がなされた費用が、大坂両替店から大元方への債権とされ、大元方の費用に振り替えられるわけである。

以上よりするに、「賄方目録控」に記録された五種類の決算報告書は、賄方とも呼ばれた小払方で実際の支払がなされた諸経費の明細報告書である。なお、「賄方入目録」の「賄方入目」を報告する前半部（後半部は手代子供小遣銀）の奥書が、後半部や「勘定目録」も含む他の報告書のものとは大きく異なっていることは注目に値しよう。すなわち、「賄方入目」部分では、平手代の筆頭者（嘉永五年では表3の林吉次郎）が「小払役」という肩書で報告を行い、後半部でのあるいは他の報告書での報告者が（同、石井与三次郎）、「小払役」を監査している形になっている。

「当座貸」は、「勘定目録」の「預り方」（持分の部）および「貸方」（資産の部）に「当座預」および「当座貸」としてそれぞれ一括表示されている項目（表1の28および42参照）の内訳を報告する。その内容は「大福帳」の「当座預」および「当座貸」勘定（表2④⑤参照）で次期繰越となっている諸事項を書き抜いたものとなっている。

「店持抱屋敷勘定目録」は、家賃の流質で大坂両替店が取得した不動産（二〇軒内外）について、その不動産の評価額、家賃収入、維持管理の諸経費、およびその差額である家賃純益を一軒ごとに報告する。各不動産評価額は「勘定目録」および「大福帳」の「家代銀」（表1の34、表2の⑦参照）に記載されているものと一致する。しか



し、「大福帳」の各不動産の家守（不動産管理人）に関する諸勘定は（家屋の所在場所を勘定科目名とする。表2の㉔（参照）、その家守との貸借関係を記録するもので、「店持抱屋敷勘定目録」記載の収益・費用の記録・計算とは異なる。しかし、各家守勘定残高と「店持抱屋敷勘定目録」の各収益費用差額とが一致して家賃純益を表し、その合計額が、既述のように、「勘定目録」の「入方」（収益の部）に記録される（表1の項目46参照）。

「筑後今治勘定目録」は、大坂両替店内部の部署である「筑後方」、「今治方」、および「雑用方」と大坂両替店本体との貸借関係を報告する。その記載事項は「大福帳」のそれぞれの勘定（表2の㉔㉕㉖参照）の記載事項と異なるが、「筑後今治雑用方勘定目録」と「大福帳」との各残高は一致する。その各残高は、既述のように、「勘定目録」の「当座預」（表1の28参照）の中に吸収されている。「筑後今治雑用方勘定目録」や「店持抱屋敷勘定目録」を作成する前提として、各部署に日常取引を記録・計算する帳簿があったと思われる。

## おわりに

これまで三井大坂両替店の帳簿組織と記帳技術の概要を見てきたが、断片的に現存する諸帳簿相互間の関連を探るために、主として寛政から嘉永までの約半世紀にまたがる史料を検討した。その半世紀において、ある時期の二種以上の帳簿・決算報告書間の転記等の対応と同様のものが、別の時期のものにも見出すことができ、ほとんど矛盾なく帳簿組織の全体像を描けた（細部については不明の点多々あるが）。そのことは帳簿組織や記帳方法がその間にほとんど変化なかったということを意味している。大坂両替店の「大福帳」の現存最古の宝暦四年（一七五四）上期のものも明治四年（一八七二）上期のものも、その記帳方法にはほとんど変化がない。また、京都両替店の享保一三年（一七二八）下期の「大福帳」の記帳方法も大坂両替店のものと同様である。三井家の両

替店の簿記技法は、享保末ごろまでに確立して、ほとんどそのまま固定化されたものと思われる。

大坂両替店の帳簿組織は、内部の部署を下位会計実体とみなして切り離し、大坂両替店本体だけでみれば、「出入帳」という現金式仕訳帳と「大福帳」という総勘定元帳とから構成される単一仕訳帳・元帳制とみることができる。また、大坂両替店内部の小払方でも、仕訳帳に相当する小払方「出入帳」の記入が複数の原始記録簿からなされているが、小払方「出入帳」と総勘定元帳に相当する「仕分帳」との二つの帳簿を主要簿としていたと考えることができる。三井家の大元方でも現金式仕訳帳の「金銀出入帳」と総勘定元帳の「金銀出入寄」との二つを主要簿としていた「西川、昭56」。これらは、中井家の帳簿組織が、「全勘定が一冊の元帳内に口座をひらくという形での総勘定元帳は存しない」で、「仕訳帳と元帳といった機能的に完全に独立化した原始記録簿と会計計算簿を分化せしめる条件はなかったもので、「多数の帳簿を」仕訳帳・元帳と二大別することは無理がある」「小倉、昭37、一三〇、一三四ページ「」内は西川が挿入」という意味で、「多帳簿制」であったのは異なる。ただ、両替店が金融機関で、大元方も傘下店との金融取引が主業務であったということを考えておく必要がある。三井の呉服店が「多帳簿制」を採用していたということは大いに考えられる。

大坂両替店本体では、前期繰越や次期繰越記入は「出入帳」を通さず、「大福帳」のみで処理し、「大福帳」内の勘定間の振替の一部も「出入帳」を通していなかった。他方、小払方の「仕分帳」の取引記入は、繰越記入や整理記入の振替記入も含めて、そのことごとくが小払方「出入帳」から転記されたものであった。「出入帳」・「大福帳」間ではいわゆる英米式決算法に近い処理をし、小払方「出入帳」・「仕分帳」間ではいわゆる大陸式決算法に近い処理をしていたといえよう。今日の教科書では、大陸法は原則に忠実なため論理的であり、英米法は手数を省略するための簡便手続であると解説されることが多い。しかし、大陸法的手続を採用するか英米法的手続を

とるか、論理的か実務的簡便かというよりも（行列簿記やコンピュータ簿記では仕訳帳と元帳との二つが主要簿ということができる）、どちらにしても実務の便宜上の問題であるといえよう。振替記入について仕訳帳を通す理由は「振替記入を確実にを行うため」〔沼田、昭63、七五ページ〕といえる。振替記入が非常に多い場合は記入漏れ・誤記入の有無の検証まで含めれば、大陸法的手続の方が英米法的手続よりもはるかに時間節約的である。百以上の勘定間で振替が行われるとき、英米法的手続では摘要書きに相手勘定を明記（これは結構手数がかかる）しない限り、誤記の発見はとてつもなく困難となろう。ちなみに、寛政五年下期の小払方「出入帳」・「仕分帳」では振替記録の総数は三八三件であった（現金式仕訳のため各勘定の片側への記入を一件と数えた）。

ところで、「わが国会計制度近代化の先駆をなした銀行簿記における「現金式仕訳法」より転化し（もしくは退化）たものであるとみるのが通説」〔久野、昭62、五二一ページ〕であるところの收支簿記の起源を、西川孝治郎氏は福沢諭吉の『帳合の法』（明治六年11月一八七三刊）に求めている。すなわち、同書巻一の「訳者註」に「日本流ノ帳合ニ慣レタル人……日本人ニ分リ易クスルニハ或ハコレヲ出ト入トニ書替へ……訳者ニモ夫等ノ頓智ハナキニ非ザレドモ……」とある「頓智」が端緒になって、福沢の門下生によって工夫されたというのである。

〔西川（孝）、昭29〕。しかし、福沢の「頓智」は訳語選択上のもので（実際には直訳の借方・貸方が使われた。福沢と明治期の翻訳事情については柳文、昭57、2章四、五節を参照されたい）、その方法および用語は江戸時代に関発された和式簿記に由来するものではなからうか。三井の両替店では、今日の借方に相当する語として「かし」「出」「渡」が、貸方に相当する語として「かり」「入」「預」が、それぞれ使われていた。ただし、現金についてのみはそれらが逆転する。それに類した用語法は、中井家の帳簿や、西川（孝）論文に引用されている明治初期の簿記書にも見られる。三井ではそれらの語が、債権の前期繰越額に「出」、同次期繰越の他勘定振替額に「入」と冠され、

損益に関する勘定残高が収益であることを示すのに「かり」、費用を示すのに「かし」と使われるように、今日の借方・貸方と同様に抽象的な概念を表す。なお、「かし」「かり」の語は勘定残高のみに使われることが多い。

もし、日本の銀行簿記の現金式仕訳や收支簿記が和式簿記に由来するものだとしたら、「銀行簿記精法」に解説されている現金式仕訳法は……、明治時代から産業組合、紡績会社その他の業種の企業が永く現金式仕訳帳制をとるにいたった緒をひらいた」「片野、昭59、三〇七ページ」ことも不思議ではない。ただ、『銀行簿記精法』（明治六年刊）の現金式仕訳については、「当時のイギリスの銀行の一部で採用されていたものが、イギリス人銀行家シャンドを介してわが国に導入されたとみる」「久野、昭57、二四三ページ」説もある。その辺の詮索は本稿の目的の範囲を越える。

日本の江戸時代の簿記実務は、基本的原理は同じでも、細部については家ごとに異なり、さらに細部に至るに従って、同じ家でも店により相違し、同じ店の中でも部署により違い、同じ部署でも人により変わることがある。このことは、「認識知（エピステメ）と技術知（テクネ）とを階層的に区別した古代ギリシャの思想が源になっている」「青木、昭63」欧米と異なり、「現場情報」テクネを尊重し、エピステメとテクネの間に明確な区別は設けない」「同所」日本的アプローチの簿記的反映ともいえよう。多くの簿記教科書類が刊行された欧米と異なり、江戸時代に簿記の解説書の類が存在しないことについても同じことがいえるだろう。

#### 【引用文献】

- 青木昌彦（稿）「日本の科学技術革新力見劣りせず」『日本経済新聞』昭和六三年四月二八日朝刊。  
 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店 昭和五五年。  
 大蔵省（編）『銀行簿記精法』明治六年（復刻版、雄松堂 昭和五四年）。

- 小倉榮一郎(稿)「江州中井家帳合法の記帳技術——金銀出入帳と大福帳——」『彦根論叢』第五六号(昭和三四年七月)。
- 同(稿)「江州中井家帳合法の総括——記帳技術と決算手続——」『彦根論叢』第五八号(昭和三四年九月)。
- 同(稿)「洋式簿記法輸入後の我が国固有簿記法——村西商店の決算例——」『彦根論叢』第七〇・七一・七二合併号(昭和  
三五年一〇月)。
- 同『江州中井家帖合法の法』《滋賀大学日本経済文化研究所叢書》ミネルヴァ書房 昭和三七年。
- 同(稿)「経営管理と中井家帳合」『社会経済史学』第二一卷第六号(昭和四一年三月)。
- 同(稿)「わが国固有簿記法の展望」『彦根論叢』第一二二・一二三合併号(昭和四二年三月)。
- 同(稿)「和式帳合法発達の段階的考察」『彦根論叢』第一八五・一八六号『人文科学特集』第三七号合併号(昭和五二年一  
〇月)。
- 片岡泰彦『イタリア簿記史論』森山書店 昭和六三年。
- 片野一郎(稿)「銀行簿記」(神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館 昭和五九年所収)。
- 河原一夫『江戸時代の帳合法』ぎょうせい 昭和五二年。
- 高寺貞男(稿)「和式簿記法と洋式簿記法の比較会計史」(高寺・醍醐聰『大企業会計史の研究』同文館 昭和五四年所収)。
- 同『会计学アラカルト』同文館 昭和五七年。
- 西川孝治郎(稿)「福沢諭吉と収支簿記法」『会計』第六六卷第六号(昭和一九年一月)。
- 同(稿)「わが国会計史研究について——和式帳合の二重構造——」『会計』第一〇〇卷第七号(昭和四六年十二月)。
- 西川登(稿)「文化期における三井大元方の簿記法」『経営史学』第一六卷第二号(昭和五六年七月)。
- 同(稿)「三井両替店一巻の会計組織」『経営史学』第一九卷第三号(昭和五九年一〇月)。
- 沼田嘉穂『簿記教科書』三訂新版、同文館 昭和六三年。
- 久野秀男(稿)「銀行簿記」(黒澤清責任編集『会计学辞典』東洋経済新報社 昭和五七年所収)。
- 同(稿)「収支簿記」(番場嘉一郎編集代表『会计学大辞典』第3版 中央経済社 昭和六二年所収)。
- 福沢諭吉(訳)『帳合之法』明治六年(復刻版、雄松堂 昭和五四年)。
- 三井高陽『越後屋反古控』中央公論社 昭和五七年。
- 柳文章『翻訳語成立事情』《岩波新書 黄一八九》岩波書店 昭和五七年。



## 三井文庫所蔵史料

- 「目録帳」「目録扣」(資料番号Ⅱ本一七四八～本一七五三、追八〇～八一、統一二一七)。  
「大坂店目録留」(本一七八八～本一七九二)。  
「勘定目録」(統六一〇七一、統四九七五～統五五二二)。  
「御為替方入目目録」(統六一〇〇一～統六二八〇一二)。  
「御為替仲間入目目録」(統六一七三三～統六二八〇一三三)。  
「筑後今治  
雑用元印「店持抱屋敷勘定目録」(統六一一三二～統六二八八一)。  
「筑後今治  
雑用方「店前入目目録」(統六一〇七三～統六二八八一)。  
「賄方入目目録」(統六一〇七四～統六二八八一三)。  
「当座貸  
当座預訳書」(統六一一四～統六二八八一四)。  
「賄方目録控」(本一九〇四～本一九〇九)。  
「筑後方・今治方・雑用方勘定目録控」(本一八五六)。  
「大福帳」(大坂両替店、統八五六～統一〇四二)。  
「大福帳」(京都両替店、統八五五、統九九九)。  
「出入帳」(本一八一六～本一八三七、統一〇八四～一〇九〇)。  
「仕分帳」(本一八四一～本一八四八、統一〇五七～統一〇六四)。  
「出入帳」(小払方、本一八二〇、統一〇七四～統一〇八三)。  
「請払帳」(本一八八八～本一八九七、統七九四～統七九五、追八七)。

【付記】 本稿執筆に当たっては、いつものように、三井文庫の皆様方にお世話になりました。殊に、資料探索や難読文字の読みに関して、賀川隆行氏、樋口知子氏、西坂靖氏から多くの助言を賜り、竹内みちるさん、永井伴子さんには多くの報告書類史料や大福帳等の重くかさばる帳簿を何十冊も出納して戴きました。記して感謝の意を表します。

なお、本稿は文部省の昭和六三年度科学研究費補助金奨励研究(A)による成果の一部である。